

対象事業予定者



設置場所は水源保護地域内ですか？ → いいえ →届出の必要はありません



説明会開催届出書 (市長の意見を聴いて)
説明会開催予定日の30日前までに届出、関係住民に周知

説明会の開催

事業計画の説明、環境影響評価の結果を報告し、関係住民の意見を聴く
説明会報告書の作成

対象事業場設置届出書

各事業の許可や認可を申請する前(規則第7条)までに届出・協議が必要です

市は審議会の意見を聴いて、規制対象事業場に認定するか、どうかの決定をします

通知 ⇒ 認定…設置できません

非認定…非認定の通知後、建設工事に着手できます

対象事業者は、特別排水基準等の規制を遵守しなければなりません

6箇月に1回以上、排出水・地下水の汚染状態を測定

測定結果の記録、保存、報告が必要です